

舞 鶴 総 務 第 85 号

令和 6 年 8 月 29 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

(報告)

みだしのことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の状況

(単位：％)

健全化判断比率		令和3年度	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準 (注1)	財政再生基準 (注2)
実質赤字比率		—	—	—	12.48	20.00
連結実質赤字比率		—	—	—	17.48	30.00
実質公債費比率		12.8	13.1	13.2	25.0	35.0
将来負担比率		92.8	78.5	70.3	350.0	
公営企業の 資金不足比率	水道事業会計	—	—	—	(経営健全化基準) (注3) 20.0	
	病院事業会計	—	—	—		
	貯木事業会計	—	—	—		
	下水道事業会計	—	—	—		

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は赤字又は資金不足が発生した場合のみ算出されるもので、比率が算出されない場合は「—」と表示している。

- (注1) 地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準。
指標のいずれかがこれを超えると、早期健全化計画の策定が必要となり、自主的な取り組みによって、財政の健全化を図ることとなる。
- (注2) 地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準。
指標のいずれかがこれを超えると、財政再生計画の策定が必要となり、国の管理の下、財政再建を図ることとなる。
- (注3) 公営企業ごとに算定した資金不足が拡大した状況において、自主的かつ計画的にその経営の健全化を図るべき基準。
指標がこれを超えると、経営健全化計画の策定が必要となる。

(参 考)

実質赤字比率……………	一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、一般会計等の赤字額／標準財政規模で求められる数値。 この数値が高いほど財政運営状況が深刻であると判断される。
連結実質赤字比率………	市の全ての会計の赤字・黒字を合計した場合の赤字の程度を指標化したもので、全ての会計の赤字・黒字を合算した場合の赤字／標準財政規模で求められる数値。 この数値が高いほど市全体の財政運営状況が深刻であると判断される。
実質公債費比率……………	標準財政規模に占める実質的な公債費(他会計の公債費に対する一般会計繰出金等を含む)に費やした一般財源の割合を表す数値。 (過去3ヶ年平均) 18%以上の団体は、地方債の発行に際し、都道府県知事の許可が必要となる。
将来負担比率……………	地方債や、今後他会計の公債費に対して支出が見込まれる一般会計繰出金など、将来負担していく可能性のある債務の年度末時点における残高を指標化した数値。 この数値が高いほど将来、財政を圧迫する可能性が高いと判断される。
資金不足比率……………	企業会計の資金不足(赤字)の程度を指標化したもので、それぞれの企業会計の資金不足額／それぞれの企業会計の事業の規模で求められる数値。 この数値が高いほど企業会計の財政運営状況が深刻であると判断される。

※令和5年度の本市の標準財政規模 20,198,262千円



舞 監 第 8 号
令和 6 年 8 月 19 日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

舞鶴市監査委員 今西 克己
舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎
(公印省略)

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度舞鶴市健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、審査意見書を別紙のとおり提出します。

令和5年度 舞鶴市健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見書

1 審査の概要

- (1) 提出日 令和6年8月19日
- (2) 監査委員 今西 克己 瀬野 淳郎
- (3) 審査の種類 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条)
- (4) 審査の対象
 - ①舞鶴市健全化判断比率
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
 - ②舞鶴市資金不足比率
水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、貯木事業会計
 - ③算定の基礎となる事項を記載した書類
- (5) 実施場所及び日程
 - ①実施場所 舞鶴市役所監査委員事務局
 - ②日程 令和6年7月25日から8月16日まで

2 審査の着眼点及び実施内容

- (1) 着眼点 審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に基づいて作成され、計数が正確であることを審査した。
- (2) 実施内容 舞鶴市監査基準に関する規程に基づき、関係書類などについて確認し、年度比較により分析を行うとともに、関係職員に対して資料の提出や説明を求めた。

3 審査の結果及び意見

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められた。健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、各公営企業の資金不足比率は、いずれも資金不足を生じていない。

今後とも、将来的に持続可能な行財政運営、公営企業の健全経営の推進により、財政健全化に努められたい。

【健全化判断比率】

(単位：％)

比 率 名	当年度	前年度	増△減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.48	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.48	30.00
実質公債費比率	13.2	13.1	0.1	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	70.3	78.5	△8.2	350.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字の場合は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示。

【資金不足比率】

(単位：％)

会計名	当年度	前年度	増△減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	—	
貯 木 事 業 会 計	—	—	—	

※ 資金不足がない場合は、資金不足比率は「—」で表示。